

広島市人事委員会規則第9号

令和8年4月16日

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会

委員長 飯岡 久美

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する
規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和54年広島市人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項を次のように改める。

- 3 前項の公示の方法による文書の送付は、人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けべき者に交付する旨、又はその内容の要旨（以下この項において「公示事項」という。）を広島市行政手続条例施行規則第2条（平成7年広島市規則第103号）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を広島市公告式条例（昭和25年8月26日広島市条例第28号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を人事委員会の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過した

ときに、当該文書の送付があったものとみなす。

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。